



県 章

滋賀県公報

平成 30 年（2018 年）
9 月 7 日
第 4 4 8 1 号
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次

○ 告 示

保安林の指定施業要件の変更の通知（森林保全課）	1
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定（医療福祉推進課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）	2
漁業権の設定の免許（水産課）	3
道路の供用開始（道路課）	4

○ 公 告

平成30年度砂利採取業務主任者試験実施公告（モノづくり振興課）	4
一般競争入札の公告（警察本部会計課）	5
落札者決定の公告（情報政策課）	7

○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出（湖北）	7
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定（東近江）	7

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員就任公告（東近江）	8
土地改良区役員退任および就任公告（湖北）	8

○ 土木事務所公告

道路の位置の指定公告（湖東）	9
----------------	---

○ 病院事業庁告示

病院事業の業務に係る公金の収納事務の委託	9
----------------------	---

告 示

滋賀県告示第360号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年9月7日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 米原市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第361号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年9月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 米原市(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第362号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成30年9月7日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問看護ステーション こすもす	守山市播磨田町315番地の5 旭ビル401号室	株式会社優愛 理事長 井口敏宏	守山市川田町291番地14	訪問看護 介護予防訪問看護	平成30.9.1	2560790111

滋賀県告示第363号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

平成30年9月7日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
フリータイム	草津市草津二丁目5番15号	特定非営利活動法人草津市中心身障害児者連絡協議会	草津市草津二丁目5番15号	就労継続支援B型	平成30.9.1	2510600543
ホトラ舎	高島市安曇川町中野783	エーゼロ株式会社	岡山東英田郡西栗倉村大字影石895番地	就労継続支援B型	平成30.9.1	2512200342

滋賀県告示第364号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

平成30年9月7日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・育成医療	ひまわり薬局南林口店	甲賀市水口町南林口47	薬局	岩本浩幸	平成30.7.1
更生医療・育成医療	キクヤ調剤薬局春日店	東近江市東沖野二丁目2-1	薬局	井上朋宏	平成30.7.1
育成医療	びわこ学園医療福祉センター野洲	野洲市北桜978番地2	病院・診療所	原田有樹	平成30.8.1
更生医療・育成医療	イズミヤ調剤薬局	長浜市八幡東町9-1	薬局	角野紘一	平成30.8.1
更生医療・育成医療	ほたるの薬局上坂	長浜市東上坂町1010-2	薬局	中村勝宏	平成30.8.1

滋賀県告示第365号

漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定に基づき、次のとおり漁業権の設定について免許した。

平成30年9月7日

滋賀県知事 三日月 大造

免許の内容

漁場計画公示番号	免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の氏名(名称)	免許の内容	制限または条件	存続期間
共第194号	共第194号	高島市安曇川町四津川752番地の1	三和漁業協同組合	平成30年2月28日滋賀県告示第56号による公示内容のとおり	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。漁具の延長は500m以内とすること。	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区第1号	区第1号	大津市本堅田二丁目13番13号	堅田漁業協同組合	〃	漁場の使用面積は19,000㎡以内とすること。漁場内に適当な船通しを設け、漁船の航行に配慮し設置すること。	〃
区第2号	区第2号	草津市志那町739番地の4	池蝶真珠株式会社	〃	漁場内に適当な船通しを設け、漁船の航行に配慮し設置すること。	〃
区第3号	区第3号	野洲市野田1838番地の3	羽根末治	〃		〃
区第4号	区第4号	守山市赤野井町1419番地の32	中山隆司	〃		〃
区第5号	区第5号	守山市赤野井町1419番地の32	中山隆司	〃		〃
区第6号	区第6号	守山市木浜町1316番地の4	近江真珠株式会社	〃		〃
区	区	近江八幡市北津	有限会社山本真	〃		〃

第7号	第7号	田町334番地	珠			
区第8号	区第8号	長浜市南浜町1166番地	株式会社鳥塚	〃		〃
区第9号	区第9号	近江八幡市小幡町中4番地	西野優	〃		〃
区第10号	区第10号	近江八幡市白王町622番地の1	川端真珠株式会社	〃		〃
区第11号	区第11号	近江八幡市古川町513番地	齋木産業株式会社	〃		〃
区第201号	区第201号	草津市志那町739番地の4	池蝶真珠株式会社	〃	漁場内に適当な船通しを設け、漁船の航行に配慮し設置すること。	〃
区第202号	区第202号	守山市木浜町1316番地の4	近江真珠株式会社	〃		〃
区第203号	区第203号	近江八幡市白王町622番地の1	川端真珠株式会社	〃		〃
区第204号	区第204号	近江八幡市古川町513番地	齋木産業株式会社	〃		〃
区第1301号	区第1301号	近江八幡市沖島町43番地	沖島漁業協同組合	〃		〃
区第1302号	区第1302号	〃	〃	〃		〃
区第1303号	区第1303号	長浜市西浅井町大浦2276番地	西浅井漁業協同組合	〃	漁場の使用面積は7,000㎡以内とすること。	〃
区第1304号	区第1304号	〃	〃	〃	漁場の使用面積は1,000㎡以内とすること。	〃

滋賀県告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成30年9月7日から平成30年9月21日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月7日

滋賀県知事 三日月 大 造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
木之本長浜線	長浜市木之本町大音字大縄1620番地先から 長浜市木之本町大音字大縄1618番地先まで	平成30. 9. 10 14時	L=64.0m 国道8号 重用延長 L=41.0m

公 告

平成30年度砂利採取業務主任者試験実施公告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づき、平成30年度砂利採取業務主任者試験を次のとお

り実施する。

平成30年9月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 試験日時 平成30年11月9日(金)午前10時から正午まで
- 2 試験場所 滋賀県庁新館7階大会議室(大津市京町四丁目1番1号)
- 3 試験科目
 - (1) 砂利の採取に関する法令
 - (2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木および河川工学に関する事項を含む。)
- 4 出題形式 選択式筆記試験とする。なお、出題数は、法令問題10問(全問必須問題)および技術問題15問(7問の必須問題および8問から3問を選択して解答する選択問題)とする。
- 5 願書配布 平成30年10月1日(月)から滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課および各合同庁舎(滋賀県総務部総務事務・厚生課南部総務経理係、滋賀県総務部総務事務・厚生課甲賀総務経理係、滋賀県総務部総務事務・厚生課東近江総務経理係、滋賀県総務部総務事務・厚生課湖東総務経理係、滋賀県総務部総務事務・厚生課湖北総務経理係、滋賀県総務部総務事務・厚生課高島総務経理係)で配布する。
※ 願書は、県ホームページからダウンロードすることも可能とする(<http://www.pref.shiga.lg.jp/shinseisho/fd00b/jari.html>)。
- 6 願書受付期間 平成30年10月1日(月)から平成30年10月30日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
郵送の場合は、平成30年10月30日(火)までの消印有効(簡易書留とし、封筒の表面に「砂利採取業務主任者試験願書在中」と朱書すること。)
なお、平成30年11月6日(火)までに受験票が届かない場合は、7に示す問合せ先まで問い合わせること。
- 7 願書受付場所および問合せ先 滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3791
- 8 提出書類
 - (1) 受験願書 1通
 - (2) 受験整理票 1通
写真貼付欄に出願前6か月以内に撮影した手札サイズ(縦12センチメートル、横9センチメートル)の正面上半身脱帽時の写真を貼付すること(写真の裏面には、撮影年月日、氏名および年齢を記載すること。)
 - (3) 受験票 1通
住所欄および氏名欄を記入すること。受験票は手続完了後に郵送するので、あらかじめ出願者の宛名を記入の上、62円切手を貼付して提出すること。
※ 受験票を県ホームページからダウンロードして使用する場合は、所定の欄に記入の上、該当部分を切り取り、通常はがき裏面にのり付けをして提出すること(その他のはがきを使用する場合は、62円切手を貼付すること。)
- 9 受験手数料 8,600円
滋賀県収入証紙を受験願書に貼付することによって納付すること。なお、納付した受験手数料は、理由のいかんを問わず返還しない。
- 10 合格発表 平成30年11月30日(金)に県庁前掲示板に掲示するほか、本人宛てに通知する。

一般競争入札の公告

大型輸送車の購入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

平成30年9月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品名および数量 大型輸送車 1台
 - (2) 購入物品の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成32年3月30日(月)まで
 - (4) 納入場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(平成30年滋賀県告示第22号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては当該公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書、入札対象車種事前申請書およびカタログ等
- (2) 提出期限 平成30年10月5日(金)17時まで
- (3) 提出場所 滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号

- 4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所および期間、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231(内線 2263) 平成30年9月7日(金)から平成30年10月18日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで
- (2) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所または郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (3) 入札説明会 行わない。
- (4) 入札書の受領期限 平成30年10月18日(木)17時まで
- (5) 開札の日時および場所 平成30年10月19日(金)13時30分 滋賀県警察本部聴聞室(1階)

- 5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。
- (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

- 7 契約書の作成の要否 要

- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

- 9 落札者の決定方法 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- 10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

- 11 契約手續において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

- 12 その他必要事項

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手續要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased : One large transportation vehicle
- (2) Deadline for tender : 17 : 00, October 18, 2018
- (3) For further information, contact : Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1 - 10 Uchidehama, Otsu - shi, Shiga 520 - 8501 Japan TEL 077 - 522 - 1231 (Extension 2263)

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 12 条の規定により公告する。

平成 30 年 9 月 7 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 借入物品名および数量

- 本番系サイト用ファイルサーバ（搬入、設置、設定、保守等を含む。） 一式
- ミラー系サイト用ファイルサーバ（搬入、設置、設定、保守等を含む。） 一式
- 管理サーバ（搬入、設置、設定、保守等を含む。） 一式
- レイヤー 2 スイッチ（搬入、設置、設定、保守等を含む。） 5 台
- 遠隔管理用端末（搬入を含む。） 一式

2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県県民生活部情報政策課 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話 077 - 528 - 3292

3 落札者を決定した日 平成 30 年 7 月 31 日 (火)

4 落札者の氏名および住所 富士通リース株式会社 京都支店 支店長 豊田彰久 京都府京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町 1 番地京都フコク生命四条柳馬場ビル

5 落札金額 45,288,720 円（消費税および地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 一般競争入札を行うにつき公告した日 平成 30 年 6 月 19 日 (火)

健康福祉事務所告示

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第 10 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成 30 年 9 月 7 日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 山 下 剛

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
プラチナデイサービス	長浜市大成亥町 1276 番地	特定非営利活動法人プラチナサークル 理事長 田中薫	長浜市大成亥町 1276 番地	通所介護	2570300281	平成 30. 8. 31

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第 14 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の指定居宅サービス事業者および同法第 53 条第 1 項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成 30 年 9 月 7 日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 寺 尾 敦 史

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
--------	---------	-----------------	------------	---------	-------	-----------

		たは開設者の氏名				
ケアコネクション訪問看護事業所	近江八幡市鷹飼町457-23-201	ケアコネクション株式会社 代表取締役 青山哲哉	近江八幡市加茂町321番地8	訪問看護 介護予防訪問看護	平成30.9.1	2560490092
ケアコネクション訪問介護事業所	近江八幡市鷹飼町457-23-201	ケアコネクション株式会社 代表取締役 青山哲哉	近江八幡市加茂町321番地8	訪問介護	平成30.9.1	2570400883
ダスキンヘルスレント八日市ステーション	東近江市八日市東本町3-14	株式会社湖光ケア 代表取締役 太田圭介	栗東市手原七丁目6-4	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	平成30.9.1	2570501268

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、小脇土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成30年9月7日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 松井 傳 夫

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	山 本 晃 良	東近江市小脇町1820番地

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、塩津娑婆内湖干拓土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

平成30年9月7日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 小根田 康 人

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	浅 井 弥 一 郎	長浜市西浅井町塩津浜1066番地
〃	松 井 茂 樹	同 所545番地
〃	林 清 次	同 所908番地
〃	佃 宗 治	同 所1054番地
〃	阿 辻 伸 藏	同 市西浅井町岩熊326番地
〃	赤 井 悟	同 市西浅井町塩津浜193番地
〃	橋 爪 貴 志	同 所1015番地
監 事	松 井 忠 美	同 所1047番地
〃	沢 尾 隆 弘	同 市西浅井町岩熊848番地1

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	橋 爪 貴 志	長浜市西浅井町塩津浜1015番地

〃	佃 宗 治	同	所1054番地
〃	松 井 茂 樹	同	所545番地
〃	赤 井 悟	同	所193番地
〃	沢 尾 隆 弘	同	市西浅井町岩熊848番地1
〃	赤 沢 博 之	同	市西浅井町祝山260番地
監 事	浅 井 弥 一 郎	同	市西浅井町塩津浜1066番地
〃	阿 辻 伸 藏	同	市西浅井町岩熊326番地

土 木 事 務 所 公 告

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。
この関係書類は、滋賀県土木交通部建築課建築指導室および滋賀県湖東土木事務所に備え置き関係人の縦覧に供する。

平成30年9月7日

滋賀県湖東土木事務所長 平 松 良 哉

指定道路の位置	指定道路の延長	指定道路の幅員	指定年月日
愛知郡愛荘町豊満字平1349番4	118.23m	6.00m	平成30.8.31

病 院 事 業 庁 告 示

滋賀県病院事業庁告示第2号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、病院事業の業務に係る公金の収納事務の一部を次のとおり委託した。

平成30年9月7日

滋賀県病院事業庁長 宮 川 正 和

- 1 委託の相手方 弁護士法人館野法律事務所 東京都渋谷区渋谷二丁目16番8号南雲ビル4階
- 2 委託事務の内容 滋賀県立総合病院、滋賀県立小児保健医療センターおよび滋賀県立精神医療センターの患者の医療費等に係る一部の未収金の収納事務
- 3 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

